平成２９年１２月１２日

報道機関各位

カラーユニバーサルデザイン推進議員ネットワーク

# 「消防職員採用時における色覚検査の実施状況」について

## ～色覚検査の必要性が問われる調査結果～

**１．厚生労働省の通達について**

色覚異常の就職に関する制限については、平成１３年に厚生労働省が労働安全衛生規則を一部改正して（添付①）、雇入時健康診断における色覚検査を廃止し、就職に際して根拠のない制限を行わないよう通達がなされました。この改正により色覚異常者の就職に際しての制限は大幅に緩和されましたが、完全に撤廃されたわけではなく、現在も採用制限が一部の職業にあります。なぜなら、この改正には注意書きとして、「各事業所が必要性に基づいて自主的に色覚検査を実施することを禁止するわけではない」と記載されているためです。

**２．「消防職員採用時における色覚検査の実施状況」の調査について**

超党派地方議員と首都圏の大学生で構成する『カラーユニバーサルデザイン推進議員ネットワーク』は、愛知県内のすべて自治体・一部事務組合に対して「消防職員採用前後における色覚検査の実施状況調査（添付②）」を実施し、すべてから回答を集め、その結果（添付③）を取りまとめました。

**３．調査結果について**

平成２９年度における消防職員採用時において「色覚検査を求めている」と回答した自治体・一部事務組合は約３０％でした。

また、消防職員採用時において色覚検査を求めている自治体・一部事務組合のうち、その「検査結果が採用に影響する」と回答した自治体・一部事務組合は約７０％でした。

**４．消防職員採用時において色覚検査を実施する必要性について**

消防市職員採用時において「色覚検査を求めていない」と回答した自治体・一部事務組合は約７０％を占め、且つその理由について「色覚異常があっても消防業務に支障がない」と回答していることから、消防職員採用時において色覚検査を実施する必要性が問われる結果となりました。

『カラーユニバーサルデザイン推進議員ネットワーク』では、消防職員採用時における色覚検査の必要性の有無について、全国的な議論を巻き起こす一助となるべく、他の都道府県へ活動を拡げると同時に、平成２６年３月１４日参議院予算委員会における厚生労働副大臣の国会答弁（添付④）を参考にしながら、それぞれの議会において「消防採用時における色覚検査の在り方」について問題提起の質問を行います。加えて、国に対して消防職員採用時における色覚検査の必要性の有無についての見解を求めてまいります。

**【カラーユニバーサルデザイン推進議員ネットワーク】**
**愛知県に関するお問合せ 及び、**県議会議員高木ひろし　TEL（090-3380-0930）
**団体についての問い合わせ先**　色覚差別撤廃の会伊藤善規　TEL（090-9181-3762）
NPO 人にやさしい色づかいをすすめる会富永さかえ TEL（090-9183-1049）

添付①



# 労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について

改正履歴

基発第634号
平成13年7月16日

都道府県労働局長　殿

厚生労働省労働基準局長

**労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について**

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(平成13年厚生労働省令第172号)が、平成13年7月16日に公布され、平成13年10月1日から施行されることとなったところである。

ついては、下記に示す改正の趣旨を十分に理解し、関係者への周知徹底を図り、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

第1 改正の趣旨

労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づく雇入時健康診断は、雇い入れた労働者の適正配置や入職後の健康管理の基礎資料を得ることを目的として事業者に対して実施を義務付けているものであり、色覚検査についてもこの一環として実施されてきたものである。しかしながら、色覚異常についての知見の蓄積により、色覚検査において異常と判別される者であっても、大半は支障なく業務を行うことが可能であることが明らかになってきていること、さらに色覚検査において異常と判別される者について、業務に特別の支障がないにもかかわらず、事業者において採用を制限する事例も見られること等から、今般、雇入時健康診断の健診項目としての色覚検査を廃止する等所要の整備を行ったものである。

第2 改正の内容

1　労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)の一部改正

(1) 第43条第1項第3号について
第43条第1項第3号に規定される「色覚の検査」を削除したこと。

(2) 第271条について
化学設備等のバルブ等の誤操作を防止するための第271条第1項第2号の措置として色分けを行う場合は、色分け以外の措置を併せて講じるものとしたこと。

(3) 第273条の5について特殊化学設備等の予備動力源のバルブ等の誤操作を防止するための第273条の5第1項第2号の措置として色分けを行う場合は、色分け以外の措置を併せて講じるものとしたこと。

(4) 第573条について鋼管の混用による労働者の危険を防止するための第573条第1項の措置として色を付する方法による場合は、色を付する以外の措置を併せて講じるものとしたこと。

(5) 様式第5号について様式第5号(健康診断個人票(雇入時))から「色覚」の欄を削除したこと。

添付①

2　有機溶剤中毒予防規則(昭和47年労働省令第36号)の一部改正第25条について有機溶剤の区分の表示は、色分けによる方法と併せて色分け以外の方法によることとしたこと。なお、色分け以外の方法とは、当該区分を見やすい文字で記載する等の方法をいうこと。

3　特定化学物質等障害予防規則(昭和47年労働省令第39号)の一部改正

(1) 第15条について

特定化学設備のバルブ等の誤操作を防止するための第15条第1項第2号の措置として色分けを行う場合は、色分け以外の措置を併せて講じるものとしたこと。

(2) 第19条の3について

予備動力源等のバルブ等の誤操作を防止するための第19条の3第1項第2号の措置として色分けを行う場合は、色分け以外の措置を併せて講じるものとしたこと。

第3 その他

改正の趣旨及び内容の周知に当たっては、以下の事項を理解の上、これに留意して実施すること。

(1) 本改正は、各事業場における個別の必要性に基づく自主的な取組みとしての色覚検査の実施を禁止するものではないが、改正の趣旨にかんがみ、職務に必要とされる色の識別能力を判断する際には、各事業場で用いられている色の判別が可能か否かの確認を行う等にとどめることが望ましいこと。

(2) 事業者が個別の必要性に基づき色覚検査を実施する際には、労働者の業務との関連性が認められるとともに、検査の必要性等について十分な説明を行い、労働者の同意を得つつ適切な方法により実施されることが望ましいこと。

(3) 事業者による自主的な色覚検査の実施等によって当該事業場のすべての労働者が適正に色を識別できることが確認されている場合であっても、改正後の労働安全衛生規則第271条第2項等の規定による色分け以外の措置を併せて行う必要があること。

(4) 各事業場内において、「色」表示のみにより労働者の安全への配慮等を行っているものについては、色の表示を生かしつつ、文字等の併用や異なった形や大小の差による区別を行う等の工夫を行い、誰もが判別しやすい表示を行うことが望ましいこと。

(5) 事業者に対する色覚異常についての正しい理解の促進のための啓発の具体的な方法等については別途指示する予定であること。

**添付②**

平成２９年１０月１６日

各自治体・一部事務組合消防人事担当者殿

愛知県議会議員（民進党）
高木ひろし

（お願い）消防職員採用時における色覚検査の実施状況調査について

日頃より、住民の生命財産を守るためにご尽力いただいておりますこと、心より感謝申し上げます。消防職員は、男の子が「将来就きたい職業ランキング」において常に上位にあり、子どもたちにとって憧れの職業です。

しかし、消防職員採用時における色覚検査の実施状況、採用の可否が、全国の各自治体・一部事務組合によって異なり、不均衡が生じています。

この状況を鑑み、カラーユニバーサルデザイン推進議員連盟が組織され、全国調査を行う運びとなり、愛知県においては、私が担当することとなりました。

つきましては、別紙、三点の事項について回答をお寄せいただきますようお願いいたします。

尚、回答はＦＡＸにて、１０月２５日（水）までにお願いいたします。

ＦＡＸ送付先　　０５２－９６１－３７６６（民進党控室）

愛知県議会議員　　高木ひろし

以上

添付②

# 回　答　書

| |
|---|
| 自治体・一部事務組合名<br><br>担当課名<br>担当者名<br>電話番号 |

（問１）　平成２９年度における消防職員採用時において、色覚検査を求めていますか。
また、その理由をお答えください。

| |
|---|
| 求めている　・　求めていない<br>その理由 |

（問２）　問１で「色覚検査を求めている」場合、その検査結果は、採用に影響しますか。
色覚検査を求めていない場合は回答不要です。

| |
|---|
| 影響する<br><br>影響しない |

ご協力ありがとうございました。

ＦＡＸ送付先
０５２－９６１－３７６６（民進党控室）
県議会議員　　高木ひろし

【集計結果】愛知県_消防職員採用時に於ける色覚検査の実施状況

**添付③**

| | 問１．平成２９年度における消防職員採用時において、色覚検査を求めていますか。 | | 問２．問１で“色覚検査を求めている”場合、その検査結果は、採用に影響しますか。 | |
|---|---|---|---|---|
| | 求めている | 求めていない | 影響する | 影響しない |
| 件数 | 11 | 25 | 8 | 3 |
| 割合 | 30.6% | 69.4% | 72.7% | 27.3% |
| 総計 | 36 | | 11 | |

愛知県　消防職員採用時に於ける色覚検査の実施状況　結果マップ

**添付③**

凡例

- 色覚検査「無し」
- 色覚検査「有り」／採用影響「無し」
- 色覚検査「有り」／採用影響「有り」
- 未回答・回答拒否

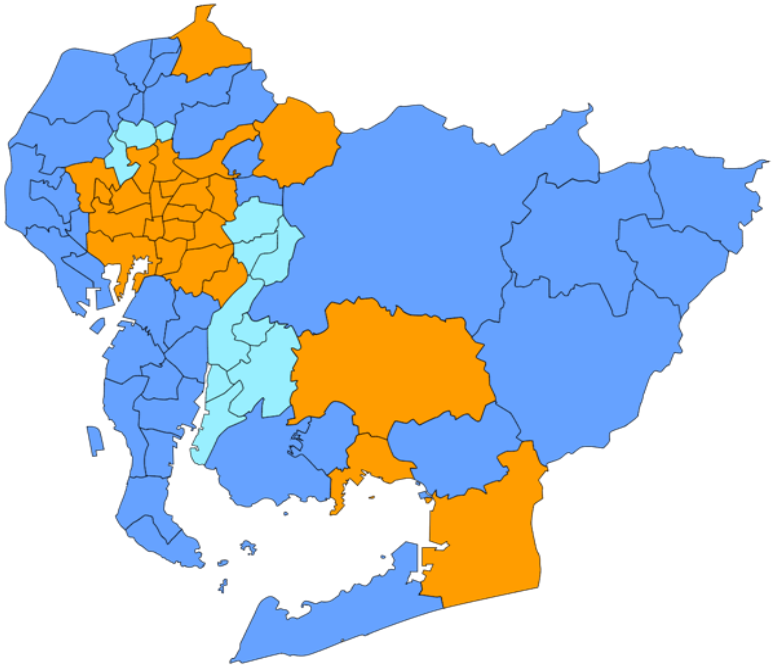

色覚検査を求めている　11 消防

名古屋市消防局、　尾三消防本部、　岡崎市消防本部、
蒲郡市消防本部、　豊橋市消防本部、　豊明市消防本部、
衣浦東部広域連合消防局、　瀬戸市消防本部、　犬山市消防本部、
海部南部消防組合、　西春日井広域事務組合消防本部

色覚検査を求めている 11 消防の内、採用に影響する　8 消防

名古屋市消防局、　岡崎市消防本部、　蒲郡市消防本部、
豊橋市消防本部、　豊明市消防本部、　瀬戸市消防本部、
犬山市消防本部、　海部南部消防組合、

色覚検査を求めていない　25 消防

豊田市消防本部、　幸田町消防本部、　豊川市消防本部、
田原市消防本部、　新城市消防本部、　西尾市消防本部、
大府市消防本部、　知多市消防本部、　東海市消防本部、
常滑市消防本部、　知多中部広域事務組合消防本部、知多南部消防組合消防本部、
長久手市消防本部、尾張旭市消防本部、江南市消防本部、
岩倉市消防本部、　春日井市消防本部、小牧市消防本部、
一宮市消防本部、　稲沢市消防本部、　津島市消防本部、
愛西市消防本部、　蟹江町消防本部、　海部東部消防組合、
丹羽広域事務組合消防本部

【愛知県】消防職員採用時に於ける色覚検査の実施状況

添付③

| 項番 | 消防本部名 | 問１．平成２９年度における消防職員採用時において、色覚検査を求めていますか。 | | 問２．問１で“色覚検査を求めている”場合、その検査結果は、採用に影響しますか。 |
|---|---|---|---|---|
| | | 求めている<br>or<br>求めていない | その理由 | 影響する<br>or<br>影響しない |
| 1 | 名古屋市消防局 | 求めている | ※基本色の識別として、赤色、青色及び黄色を識別できること。<br>①緊急走行時は安全確保のため、機関員（運転手）のみならず、隊員全員に信号の色の識別能力が求められること。　②工作機械はじめ、各種の機械操作を行うとき、パイロットランプで制御状況を判断し、安全確認をするため。<br>※受験者が各自で任意の医療機関を受診し、赤色、青色及び黄色の基本色の識別ができるかを確認しております。 | 影響する |
| 2 | 豊田市消防本部 | 求めていない | | |
| 3 | 尾三消防本部 | 求めている | 採用後に消防車両を運転することがあるため。 | 影響しない |
| 4 | 岡崎市消防本部 | 求めている | 消防車や救急車での緊急出動の際に、信号機の確認が必要なため。 | 影響する |
| 5 | 幸田町消防本部 | 求めていない | 消防職以外の職種についても、提出してもらう健康診断の項目に入っておらず、消防職とそれ以外の職種を特に区別していないため。 | |
| 6 | 蒲郡市消防本部 | 求めている | 色覚に異常があることで職務遂行に支障が生じてはならないため。例えば、火災の際の出火の色。 | 影響する |
| 7 | 豊川市消防本部 | 求めていない | | |
| 8 | 豊橋市消防本部 | 求めている | 消防活動においては以下の要件が必要と考えるから。当市では、色覚：赤・青・黄の識別ができることを条件としている。例えば信号色の識別、救急の方の顔色観察ですが、それだけでなくその他諸々あります。 | 影響する |
| 9 | 田原市消防本部 | 求めていない | 消防職員の業務内容から採用時に色覚検査を必要と考えていないため。 | |
| 10 | 新城市消防本部 | 求めていない | 【参考】新城市は募集要項で色覚要件を定義　　消防職員の採用につきまして、募集要項（申込時点）で色覚の要件を定めておりますが、試験申込時に検査結果の提出は求めておらず、また、採用試験日及び採用日において色覚検査を行っておりません。<br>募集要項で色覚要件を定めている理由につきましては、過去からの慣例によるものですが、現在、次年度の職員募集からこの要件を除く予定でおります。<br>採用試験等において色覚検査は実施していないことから、採用に影響ありません。（29年度（30年度採用）職員募集要項の添付あり。） | |
| 11 | 豊明市消防本部 | 求めている | 市人事課に確認したところ、1次～3次まで試験があり健康診断で色覚検査の項目がある。（平成29年度は、募集なし。） | 影響する |
| 12 | 西尾市消防本部 | 求めていない | | |
| 13 | 衣浦東部広域連合消防局 | 求めている | 赤・青・黄（信号色）の識別ができるか判断するため。 | 影響しない |
| 14 | 大府市消防本部 | 求めていない | 異常があっても業務に支障がないと考えるため | |
| 15 | 知多市消防本部 | 求めていない | 市役所の職員採用担当者に問い合わせたところ、明確な理由としてはありませんが、2003年3月文部科学省は学校保健法施行規則の定期健康診断の項目から色覚検査を削除しました。これは先天性色覚異常者の差別となり、そのような時代背景から見ても、生活に支障をきたさないことから見ても、大きな影響がないと判断し求めていないことが考えられます。 | |

【愛知県】消防職員採用時に於ける色覚検査の実施状況

添付③

| 項番 | 消防本部名 | 問１．平成２９年度における消防職員採用時において、色覚検査を求めていますか。 | | 問２．問１で“色覚検査を求めている”場合、その検査結果は、採用に影響しますか。 |
|---|---|---|---|---|
| | | 求めている or 求めていない | その理由 | 影響する or 影響しない |
| 16 | 東海市消防本部 | 求めていない | 色覚検査については、労働安全衛生規則等の改正（平成3年10月厚生労働省）により、「雇用時の健康診断」の項目としての色覚検査が廃止されていること、また、当本部の現場活動及び事務作業上において、色覚異常による支障が生じる見込みが現状ないことから、特段、検査を求めておりません。 | |
| 17 | 常滑市消防本部 | 求めていない | | |
| 18 | 知多中部広域事務組合消防本部 | 求めていない | | |
| 19 | 知多南部消防組合消防本部 | 求めていない | | |
| 20 | 瀬戸市消防本部 | 求めている | 緊急車両を運転する際に信号が判別できないようでは、安全管理上問題があると考えるため。 | 影響する |
| 21 | 長久手市消防本部 | 求めていない | 本市では、29年度の消防職員採用試験を実施していませんが、人事に確認をしたところ、例年、市の職員募集と同じで色覚検査を求めていません。 | |
| 22 | 尾張旭市消防本部 | 求めていない | 採用要件に不要と判断しているため。 | |
| 23 | 犬山市消防本部 | 求めている | 職員募集時の資格要件の項目で、赤青黄色の識別ができることと定めていますが、色覚検査の実施若しくは検査書類の添付は求めていません。赤青黄色の識別を資格要件にしているのは消防車両の運転も業務の一部のため。 | 影響する |
| 24 | 江南市消防本部 | 求めていない | 色覚異常と判別される人でも、大半が支障なく業務を行うことができるため。 | |
| 25 | 岩倉市消防本部 | 求めていない | 消防職員として色を認識することより、体力、人格、冷静な状況判断する力を重要視しているため。 | |
| 26 | 春日井市消防本部 | 求めていない | 色覚に異常がある場合の懸念事項は、運転免許取得の可否であるが、多くの受験者が既に取得しており、又未取得の者には意向を質問しているため、検査の必要性は感じていない。 | |
| 27 | 小牧市消防本部 | 求めていない | | |
| 28 | 一宮市消防本部 | 求めていない | 採用条件にないため | |
| 29 | 稲沢市消防本部 | 求めていない | 自動車運転免許が必須である消防職において、運転免許の取得が可能な程度であれば問題はないと考えるから。 | |
| 30 | 津島市消防本部 | 求めていない | | |
| 31 | 愛西市消防本部 | 求めていない | 市が実施する採用試験に準じており、消防本部独自の採用試験ではないため。 | |
| 32 | 蟹江町消防本部 | 求めていない | | |
| 33 | 海部東部消防組合 | 求めていない | 過去には求めていましたが、採用規定の見直しにより、現在は求めていません。 | |
| 34 | 海部南部消防組合 | 求めている | 職務遂行に必要な健康状態であるかどうか確認するために色覚検査を求めている。消防活動において、わずかな色彩の差異（例えば救急の方の血の色・出火の煙の色による出火・火災状況）は、現場活動に関わる職員や住民の命に関わる事態に陥る可能性があるため。 | 影響する |
| 35 | 丹羽広域事務組合消防本部 | 求めていない | | |
| 36 | 西春日井広域事務組合消防本部 | 求めている | 災害時での活動では危険を伴う場合があるため、聴覚とともに、視覚についても確認をしています。採用には基本的に影響しませんが、重度の場合については検討します。 | 影響しない |

学校で、まさにこれ黒板の状況なんですね。緑の黒板に赤のチョークで先生が文字を書いても、色弱の方には書かれている文字がほとんど読めないという現象が起こってまいります。今、健常者にもみんなにも分かりやすくするために、小学校の教科書は全部カラーになりました。山道の案内図、標識もカラーになっているところがあるんですが、カラーになると、見えやすいことを意図しているにもかかわらず、実は色弱者には全く見にくいものに悪化しているという現状もあります。

そういう意味では、行政としてどのように配慮していかれるのか、文部科学省、国土交通省、厚労省からお伺いをさせていただきます。残りの時間が極めて少ないので、本当に短い中で、これをこうしますと具体的に短くおっしゃっていただければ大変有り難いです。

**○国務大臣（下村博文君）**　文科省としては、まず教職員が自覚をする必要があると思います。この色覚異常について正しく自覚をする。そのために、平成十五年五月に「色覚に関する指導の資料」を作成、配付し、その中で、学習指導に際しての板書や掲示板等における留意点、進路指導における留意点などについて具体的に示しております。

また、平成二十五年度より、主に養護教諭や保健主事を対象にした研修会等において周知徹底を図り、各学校における適切な対応を促しているところでありまして、今後とも、色覚異常の児童生徒が安心して学校生活が送れるよう各学校に対して適切な指導をしてまいりたいと思います。

**○副大臣（髙木毅君）**　国土交通省が所管をいたしております公共施設等の分野におきましては、施設等のそれぞれの特性に応じて色覚異常のある方への配慮として見分けしやすい色の組合せをするなどの対策を講じているところでございまして、例えば先ほど御指摘いただきました駅などの旅客施設につきましても、バリアフリー整備ガイドラインにおきまして、案内設備の表示方法として、色覚異常の利用者に配慮し、見分けしやすい色の組合せを用いる。すなわち色の明度、明るさでござ

います、色相、色合い、又は彩度、鮮やかさでございますけれども、そうしたものの差をはっきりとして色覚異常の方にも分かるようにというふうな配慮をいたしております。

また、気象庁におきましても、ホームページ上で図表示について注意警戒レベルの配色、統一性を持たせるような配慮をいたしましたけれども、その際に色覚異常のある方にも配慮した配色をさせていただいたところでございまして、国交省といたしましては、色覚異常のある方も安心して生活できるように様々な配慮をしているところでございます。

**○副大臣（佐藤茂樹君）**　厚生労働省の所管しますハローワークでは、企業に対しまして従業員を雇い入れる際に、色覚異常は不可などというそういう求人条件を付けるのではなくて、色を使う仕事の内容、どういうふうな仕事の中身なのかということを求人票の中に詳細に記述するように指導をしているところでございます。

また、例えばその採用選考時の色覚検査について相談が事業主からあった場合には、本当に必要なのかどうなのかということを、そういうことを確認した上で、事業主の工夫によってちゃんと仕事ができないのかどうなのか、そういうこともしっかりと事業主の方に啓発指導をしているところでございまして、今後とも、そういう色覚異常も含め、就職差別のない、そういう公正な採用選考が行われるように取り組んでまいりたいと考えております。

**○有村治子君**　東日本大震災のときに、その緊急現場の修羅場においてこのようなトリアージタグというものが使われました。これは、一挙に、瞬時に多くのけが人、被災者の方が出た場合に優先的に誰を治療することによって救える命を救うのかというときに、多くのけが人あるいは病気の方にこうやって右手に付けるものでございます。今日は消防庁からお借りしてきました。

これも色弱の方が見えにくい、黒、赤の判定が付きにくいという指摘が東日本大震災でも出されました。是非厚生労働省さん、これは国際的な統一の色だということを理解しておりますが、例えば色と色の間に白線を設けるだけでも色弱者の方にも分かりやすくなります。妊婦さんの項目がないということも震災で指摘を受けました。是非改善をしていただきたく、お願いを申し上げたいと思います。

最後に、やはり色弱者にも優しい、そして今パラリンピックがロシアのソチで行われていますが、六年後には日本でパラリンピック・オリンピックが行われます。やはり、どの方にも優しい、そして障害がある、ハンディがある、事情があるなしにかかわらずそれぞれが輝いていく、そういう心の先進国としての国づくりが求められている中で、安倍総理、色弱の方々も含めてのユニバーサルデザインの先進国になる国づくりの抱負を最後にお聞かせください。

**○内閣総理大臣（安倍晋三君）**　二〇二〇年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会におきましては、施設整備に当たって全ての競技施設をユニバーサルデザイン、言わば障害のある方々にとってバリアのないデザインにすることを決めております。会場へのアクセスに関わる道路や駅などについてもユニバーサルデザイン化する計画でございます。この中で、標識についても見やすく分かりやすいものにするよう、サイズ、色、コントラストなどについても配慮するものといたしております。

東京大会には世界からたくさんの方々がやってこられるわけでありますが、その際、我が国が、政府としては今色弱という言葉ではなくて色覚異常という言葉を使っておりますが、の方々にとってもバリアのない国であることを理解していただけるよう、大会組織委員会や東京都とも連携しながら取り組んでいく考えであります。

**○有村治子君**　以上で、私、有村治子の質問を終了いたします。ありがとうございました。

**○委員長（山崎力君）**　以上で有村治子君の質疑は終了いたしました。（拍手）

---

**○委員長（山崎力君）**　次に、渡辺猛之君の質疑を行います。渡辺猛之君。

**○渡辺猛之君**　自由民主党の渡辺猛之でございます。

本日は、このような貴重な質問の機会をお与えをいただきまして誠にありがとうございました。関係者の皆様方に心から感謝を申し上げたいと思います。

私は、二十六歳で岐阜県議会に初当選をさせていただいて、今年で政治生活二十年を迎えます。県議会に当選をして間もない頃、ある先輩から、渡辺君、政治家と役所と有権者、これはグー、チョキ、パーの関係なんだと言われました。政治家は役所に物申すことができる、有権者たる国民、県民、市民はどうしてもお役所はやっぱり敷居が高い、そして政治家は有権者によって選挙で落とされるから、やっぱり政治家より有権者の方が強い、このグー、チョキ、パーの関係が成り立っているからこそ世の中はうまくいっているんだ、だから、政治家はしっかりと有権者の、現場の声を聞いてそれを役所に届けていかなあかんよ、そう一番最初に教えていただきました。今日は、その現場の意見を基に、総理以下各大臣に質問させていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

さて、総理、今年の安倍内閣の一番のテーマは、アベノミクスの恩恵を地方にも、中小・小規模企業にも、私はこれに懸かっていると思っています。昨年暮れの秘密保護法、あるいは先般も集中審議行われましたけれども、ＮＨＫの会長問題等、その報道を眺めておりますと、悪意とまでは言いませんけれども、一部意図的な報道があるのも事実だと思います。しかし、それでも今なお安倍内閣の支持率が過半数を超える高い支持を維持している、その原因をどこにあるかということを考えますと、これはもうひとえにアベノミクスで、既に大企業は数字に表れておりますように、業績が回復をしています。二十年近く続いたデフレ不況、

平成２９年１１月２９日版

カラーユニバーサルデザイン推進ネットワーク

# 「消防職員採用時における色覚検査の実施状況」について

## ～過半数の消防で色覚制限なし、色覚検査の必要性が問われる結果に～

### １．厚生労働省の通達について

「色弱者（眼科学会では色覚異常者）」の就職に関する制限については、平成１３年に厚生労働省が労働安全衛生規則を一部改正して（添付①）、雇入時健康診断における色覚検査を廃止し、就職に際して根拠のない制限を行わないよう通達がなされました。この改正により色弱者の就職に際しての制限は大幅に緩和されましたが、完全に撤廃されたわけではなく、現在も採用制限が一部の職業にあります。なぜなら、この改正には注意書きとして、「各事業所が必要性に基づいて自主的に色覚検査を実施することを禁止するわけではない」と記載されているためです。

### ２．「消防職員採用時における色覚検査の実施状況」の調査について

「超党派地方議員」「ＮＰＯ法人 カラーユニバーサルデザイン機構」「学生」で構成する『カラーユニバーサルデザイン推進ネットワーク』は、３０都道府県内の消防本部・一部事務組合に対して「消防職員採用時における色覚検査の実施状況調査（添付②）」を実施し、回答を集め、その結果（添付③）を取りまとめました。

### ３．調査結果について

平成２９年度における消防職員採用時において「色覚が採用に影響されない」と回答した消防本部・一部事務組合は５１．３%にのぼることが明らかになりました。内訳として「消防採用時に色覚検査を実施していない」が４１．０%であり、「消防職員採用時において色覚検査を求めているが検査結果が採用に影響しない」が１０．３%でした。本調査結果は、当団体のＨＰにて公表致します。

ＨＰ：http://www.cud.jp/

### ４．消防職員採用時において色覚検査を実施する必要性について

消防職員採用時において「色覚が採用に影響されない」と回答した消防本部・一部事務組合が過半数を占め、且つその理由について「色弱があっても消防業務に支障がない」と回答していることから、消防職員採用時において色覚検査を実施する必要性が問われる結果となりました。

『カラーユニバーサルデザイン推進ネットワーク』では、消防職員採用時における色覚検査の必要性の有無について、全国的な議論を巻き起こす一助となるべく、すべての都道府県へ活動を拡げると同時に、平成２６年３月１４日参議院予算委員会における厚生労働副大臣の国会答弁（添付④）を参考にしながら、それぞれの議会において「消防採用時における色覚検査の在り方」について問題提起の質問を行います。加えて、国に対して消防職員採用時における色覚検査の必要性の有無についての見解を求めてまいります。


●カラーユニバーサルデザイン推進ネットワークへのお問合せ

お問合せ先　関根ジロー 松戸市議会議員　090-5766-6891

●ＮＰＯ法人 カラーユニバーサルデザイン機構へのお問合せ

お問合せ先　伊賀公一 副理事長　03-6206-0678

●学生へのお問合せ

お問合せ先　池田真唯 國學院大學１年　090-2916-6507